# 城陽市障がい者自立支援協議会

# 第9回 サービス調整検討部会報告書

報告者 部会長 障害者生活支援センターは一もにい内田 照美

標記について下記のとおり報告します。

日	時	平成 25 年 (2013年) 7 月 12 日
場	所	文化パルク城陽
出席	5 者	障害福祉サービス提供事業所(障害者支援施設あんびしゃ、城陽作業所、城陽市社会
		福祉協議会訪問介護センター、指定居宅介護事業所ちゃれんじ、朔日の会
		ものづくりスペースみんななかま、ヘルパーステーションそらいろ
		ヘルパーステーションスイート、知的障害者デイサービスセンターあっぷ
		身体障害者デイサービスセンターすいんぐ)
		南京都病院 療育指導室
		相談支援事業所(TOMO、リーフ、はーもにぃ)

### 検討課題

○行動障がいのある児童に対する支援について家庭への働きかけや関係機関の連携について考える。

### 【議事録】

○行動障がいのある児童が、障がい福祉サービスを利用している。事業所では 2 人体制で見守ること もある。母も本人をみきれず、学校が終わった後や土・日・祝日もサービスを利用する。将来を見 すえた支援や関係機関の連携について意見交換を行った。

## 1. ケースについて

#### ○事業所からの課題

事例検討の対象者は支援学校小学部に通う児童。落ち着きがなく、自傷や偏食、こだわりが強く、 異食して、救急搬送されたり、危険な場所で遊んでいたり、施設からいなくなって探していたら、 警察が迷子として捜索していたこともあった。事業所は2人体制で見守ることもある。衝動的な行動を止めようとしたとき他害に及ぶ可能性もある。

何とか将来を見すえた支援をしていきたい。

### ○母の印象

危険に対する認識や危機感がない本人の状態に慣れている母は、無事であればそれでいいという 反応である。一方で母が本人の面倒をみきれず、日常のほとんどをサービスで埋めようとする。本 人を支援している事業所から母に、本人が母を求めていることを伝え、母と本人が一緒に過ごす時 間を設けることを提案し、サービスの利用時間を減らしたことがあった。しかし、母は他の事業所 を当たって利用し、母親と本人との時間をもつことができなかった。 また、支援校に現状を確認したところ、この現状は伝わっていなかった。支援校としては、本人の 大変さはあるが、母に力をつけてもらい、本人と向き合ってほしいという思いがある。

### 2. 意見交換

### ○相談支援事業所に繋ぐ

事業所は相談支援事業所に繋ぎ、適切なサービスの利用のために、サービス等利用計画を立てる必要がある。現状のサービス量や事業所が困っている状況を学校にも伝える。相談員を中心に関係機関が、理解・目的を統一して支援する必要があるが、そのためには相談員の力量がいる。

### ○母に対する支援

別の事例で、母のサービス依存が課題に挙がったケースがあったが、実はサービスの利用量の問題 以外に、母自身が子供と向き合うことが、しんどかったのだということが検討を通じてわかった。 今の段階で相談支援事業所が介入し、障がい福祉サービスで支援する内容、母が本人をみていく内 容、どうすれば、本人をみていけるのかなどの方法を母と一緒に考えていく。そして、母が本人に かかわっていった結果、本人にあらわれた変化、またサービスを利用しての本人の変化を母に伝え る。サービス利用での支援を母自身が行うことによって、本人が変わらなければ、母に対して説得 力がない。母から信頼を得ること。母と一緒にやり、一定の成果を上げながら積み上げていく。

#### ○教育について

第1段階の教育が入っていない。机に座っているということを3分から5分とのばしていく、そこからの教育が必要。学校もケース会議に加わること。また、本人が、施設を飛び出す原因がつかみたい。コミュニケーション方法なのか、こだわりなのかを見極める。

#### ○本人の見守りについて

行動援護にしないと事業所が大変である。2人体制や行動援護へのシフトも必要かもしれない。 しかし、シフトするのであれば、「いつまでは2人体制、いつから1人体制にする」ということや、 期間を限定し、その間に保護者との人間関係を作っていきながら支援を行う。

#### ○サービス利用のための支給量の決定について

保護者がサービス利用の申請に行って希望する利用量を決め、決定された支給量を持って、相談支援事業所にサービスの調整のみ依頼にきて、相談支援事業所が事業所や希望する時間数・日数を調整する場合が多い。そのため、サービスの利用時間の決定を事業所が任されることもある。相談支援事業所がサービス等利用計画を立て、本人に必要な支給量を見極め、決定した支給量でスケジュールを作る。必要なサービスを必要な人に提供できるよう、利用計画もない支給量決定が先行されることについては、見直しが必要ではないか。

#### 3. まとめ

相談支援事業所が関わっておらず、今回のように事業所が困って何とかしのいでいるケースがある。

その場合、事業所は、相談支援事業所に繋ぐ働きかけを行うこと。相談支援事業所は、相談員を
心に家庭・学校・医療・福祉サービス等 生活全般の把握に努め、関係機関で連携が図れる体制を
る。同時に母との関係を構築していく必要があるが、その方法として、障害福祉サービスの役割
家族の役割や方法を母と一緒に行い、一定の成果を上げながら積み上げる。そのことで母から何
を得ることが重要になる。本人や家族の理解、目的・目標を統一して関係機関 全てで支援する。
がある。